平成２５年（フ）第１７４号
堺市北区新金岡町２丁２番１―506号
破産者　岡崎　　宏
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２号
兵庫県洲本市本町４丁目２番28号　テラス細工町605号室、開始決定時兵庫県洲本市千草丙203番地１
破産者　横道　　久
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
岡山県真庭市蒜山上長田905番地
破産者　横山　元信
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９６号
岡山県苫田郡鏡野町塚谷610番地３
破産者　朝田　　守
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３９６号
広島市東区中山新町３丁目２番15―102号
破産者　福原　彩香
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３号
北九州市小倉南区若園３丁目17番２―306号
破産者　松延虹太朗
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１０号
北九州市若松区片山１丁目５番33号
破産者　江口　義勝
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６５号
大分県別府市上原町８番18号
破産者　與品　武志
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６６号
大分県別府市上原町８番18号
破産者　與品　由理
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
秋田県湯沢市倉内字川原田40番地１　介護付有料老人ホームさわやかサポート、開始決定時の住民票住所秋田県湯沢市大町１丁目１番13号
破産者　大友　チカ
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１２４号
茨城県坂東市沓掛2444番地10
破産者　松田持子こと　呂　　持子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９５号
茨城県猿島郡境町1155番地　コーポ青木２―201、前住所茨城県猿島郡境町大字下砂井428番地
破産者　石川　一洋
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９７号
埼玉県児玉郡美里町大字小茂田334番地４
破産者　川野　弘幸
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２５０１号
横浜市旭区今宿２丁目53番16号
破産者　住田　浩和
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６３号
神奈川県藤沢市南藤沢14番３―305号
破産者　佐藤由美子（旧姓大西）
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６号
富山市堀川小泉町828番地16　クローネ堀川101号
破産者　堀田　豊彦
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
石川県羽咋郡志賀町富来高田３の85番地３
破産者　松田重太郎
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第９１号
長野県東御市和2217番地２
破産者　飯島　英彦（旧姓本多）
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第９３号
長野県上田市小泉124番地13　ウエスタンハイツ202号、開始決定時の住所長野県上田市中之条420番地１　スイングＮ３―110号
破産者　瀧澤　晴夫
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部